

第 21 回 明治維新政府の改革

前口上——余分な思い出——

予備校生や高校生の人たちにとれば、全く余分なことです。どうか、そのまま、スルーしていただいて結構です。私が経験したような、質問をする生徒にはならないでください。でも、日本近代史という時代をとらえるには、社会科学の理解が必要になることくらいは知っておいていただいてもかまいません。但し、私の元生徒のような質問はしないであげてください。教師（講師）のキャパシティを超える質問で、私としてもまともに答えられたかどうかは、未だに謎なのですから。

現在、日本近代史を学びはじめている人たちは、どうなのか、知りませんが、私が大学生になった頃は、まだ（というべきでしょう）、明治維新は、ブルジョア革命なのか、それとも、そうではないのか、といった学界の論争の影響（余波・余韻）が残っていて、このことに決着がつかない、あるいは自分なりにある程度理解し、説明できなければ、明治以後の歴史は扱うことが許されないという雰囲気がありました。（この点について、参考書などには、記されているものもありますが、あまり気にしないでも良いでしょう。）

実は、そうではなくて、アメリカから導入された「近代化論」との論争が重視されないといけなかったし、本当はもっとしっかり史料にあたり、日本近代史というものを勉強しないとダメな時期だったのですが、先輩たちのそれこそ「熱い」指導も当然、学界の論争を引きずったものでしたから余計影響を受けたのでしょう。

そもそも、明治維新のとらえ方には、野呂栄太郎や、平野義太郎・山田盛太郎・服部之総といった『日本資本主義発達史講座』に論文を発表したいわゆる「講座派」グループの人たちが説く、「絶対主義的天皇制」なる見方に立つのか、それとも、雑誌『労農』のグループが説く、ブルジョア革命の見方に立つのか、という大きく2つの見方があり、そのどちらかの選択を迫られ、一介のただの学生に過ぎない学生にも「お前はどちらに立つのか」という選択を迫られるという、ある種無言の「圧力」があるように感じたのは事実です。

その結果、私の入学した大学には、学部こそ違うものの、経済学部には山田盛太郎・長谷部文雄といった先生方が、法学部には平野義太郎という先生が「現役」で教えておられ（これだけで、もう「古典」です。わかる人にはわかると思いますが、あえて失礼な言い方を承知で記すと、「嘘！まだ生きていたの？」という状態なのですが）、その先生方がいる以上、当然「無言の圧力」は、勉強をはじめたばかりの学生にも当然伝わり、平野先生の「国家論」なる2週に1度の2コマ連続の授業（東京から通われていたので、こういう変則的な授業でした）に学部が違うものの、かつてにもぐりこみ、それこそ「真面目に」聞き、ノートをとることをしたものです。（今では、別に他学部の学生が学部を超えてその先生の授業を取ることは普通で、単位も認定してくれるようになっていますが、当時は、「こんなことしていいのか？」と思いながら、それこそ恐る恐る受けさせていただくという気分で、授業に参加させていただきました。）その結果、現在、私の本棚には、これらお歴々

の先生方の本はもちろん、先に記した『日本資本主義講座』（復刻版）が幅を利かせてあるという状態ですし、私がこういう本を読んでいたことを知った文学部のゼミの先生は、「向井は最後の講座派だ」と今の学生には到底わからない「あだな」をいただいたのでした。しかも、それをほめ言葉として感じていたあたりが、私の当時のバカさ加減なのでしょうし、番外編にも記したとおり、大学院受験の際、「君は法学部からの転科だね」という質問になるのです。

今では、史学史という歴史学の歴史を学ぶ勉強の中で触れられることが、まだ「生きていた」ことにある種驚きを隠せませんし、一介の学生であった私に何が言えるのか、といえば、そんなことを言えるはずもないのですが、ただ、当時はそれなりに真面目に論文を読んだ記憶があります。そして、こうした勉強が、予備校講師をしている際に、ある生徒が私に向けてした質問に対する回答を考える際に生かされることとは思いませんでした。ある日彼は、授業終了後私に向け、「先生、明治維新とフランス革命は同じなのか、そうでないのか、どちらなの？」と質問したのでした。この大胆極まる「素朴な」質問。とりあえず、回答はしましたが、地歴科の講師のみならず、他の教科の猛者講師（予備校の講師なんて、そもそもいわく因縁ありまくりの人たちばかりでしたから、今とりあえず、英語教えてるけど、実は経済学部を院を終えているとか、国語だけ、倫理学やったりとか、数学だけ、実は東洋哲学大好きで、語らせるとうるさいとかいった類の人たち）が、もう興味深々、聞き耳を立てて、「さあ～向井はどう答えるのか。皆で聞いていようぜ！」とばかり、日頃は、自分の仕事に没頭している連中が全員、私の回答を待つという恐ろしい雰囲気の中で答えたものでした。こんな質問する生徒も生徒ですが、それを聞いていざとなれば、突っ込みを入れようと待ち構える講師たちも講師たちです。

できれば、先生方は、このあたりの論争を踏まえ、現在の研究がどう進んでいるのか、何を受け継ぎ、何を乗り越えたのかを読んでみてください。さて、本題に入りましょう。

1. 新政府の政策

戊辰戦争の最中、1868年3月、16歳の天皇は、**五箇条の御誓文**を発令した。これは、越前藩士由利公正→土佐藩士福岡孝弟→長州藩士木戸孝允という経過を経て作成された。まず、由利の案は、諸藩が推薦する貢士に議会の議員の役割を持たせようとした。この案を受けて福岡の案は、貢士を徴士とよびかえ、土佐藩の公議政体論を具体化し、列侯会議を第一条に置いた。しかし、木戸の案はこれを否定し、天皇が百官を率いて天地神祇に誓う形式を採用した。以上の経過は、新政府がどのような政治組織を形成するかという問題であったが、御誓文の趣旨は、**王政復古・公議世論の尊重・開国和親**にあった。さらに、同時に発令された**五榜の揭示**（高札）は、旧幕府時代の民衆支配策を受け継ぎ、徒党・強訴・キリスト教を禁止した。これとは別に同年閏4月、**政体書**を發布した。政体書は、福岡孝弟、副島種臣らが、アメリカ憲法を模倣して作成した。形式的には、三権分立の体制を整

え、新たに組織した太政官に権力を集中させた。また、高級官吏は4年ごとに選挙によって交代することとしたが、ほとんど実施されることはなかった。

こうした政策と並行して政府は、江戸を東京と改め、天皇が東京行幸を行った。また、年号を明治とし、一世一元の制を実施した。

2. 版籍奉還・廃藩置県

政府はまず、戊辰戦争後、旧幕府に味方した藩や幕府直轄領を没収・削減して、府・県を設置し、これ以外の土地は、藩のまま存在させた。これらの藩は、戊辰戦争に至る危機の中で藩収入の2年分に当たる約7800万円の負債を抱えており、藩財政の危機に瀕していた。こうしたことが関連しあって、政府は藩制を廃止し、中央集権体制の樹立に向けて改革を断行した。

1869年、薩長土肥4藩主の**版籍奉還の上表**が出された。この上表を出させるにあたっては、大久保・木戸が尽力した。こうして藩主は、新たに知藩事に任命された。さらにその後、1871年、**廃藩置県**が断行された。その実行にあたっては、強い抵抗が予想されたので、薩長の兵を御親兵として集め、その武力を背景に廃藩置県が断行された。廃止された藩は全部で261藩にのぼった。当初は3府302県が置かれたが、1877年には3府72県となり、1888年には3府43県に整理された。廃藩置県によって知藩事は罷免され、東京に住居を移すこととなり、中央政府から任命した**府知事・県令**を地方へ派遣した。

3. 中央官制の変遷

明治初期の中央官制はめまぐるしく変化した。1867年12月、王政復古の头号令によって三職が設置され、翌年三職は、三職七科制→三職八局制になった。政体書が出され、三職に変わって太政官が設置された。太政官にはその下に立法機関としての議政官があった。議政官はさらに、議定・参与からなる上局と各府藩県選出の貢士からなる下局に分かれており、行政との関係が不明確で、上局は間もなく廃止され、下局は公議所から集議院へと再編成された。1869年の版籍奉還を機に、太政官とは別に神祇官が設けられ、太政官の下に各省が置かれた。そして、廃藩置県でまたもや官制改革が行われ、太政官は、正院・左院・右院の三院制となった。正院は、太政大臣・左右大臣・参議からなり、政治の最高機関であり、左院は立法機関、右院は各省の連絡機関となった。

4. 兵制改革・警察制度

国民皆兵をめざす兵制改革を計画したのは大村益次郎だったが、大村が殺害された後、山県有朋は軍を編成していった。廃藩置県で各藩の藩兵を解散した後、1869年、兵部省が

設置され、4 鎮台（東京・大阪・仙台・熊本）と御親兵が設けられた。御親兵は、1872 年、近衛兵と改称され、あわせて兵部省は、陸軍・海軍の 2 省となった。また、同年**徴兵告諭**が出され、国民皆兵主義に立脚することが明らかになった。翌 73 年には**徴兵令**が出され、男子満 20 歳以上の人々が兵役につくこととなり、鎮台も従来の 4 鎮台に加えて、名古屋・広島が加わり、計 6 鎮台とされた。しかし、徴兵令には**徴兵免除の規定**があった。それは、①身長 5 尺 1 寸=約 154.5cm 未満の者。②官吏・官公立学校生徒。③留学生。④戸主・家督相続者。⑤代人料 270 円納入者などであった。この徴兵制は庶民からは、徴兵告諭の「血税」という語句が誤解を受けたり、旧士族からは、これまでの特権を奪うものだと考えられた。特に庶民からの誤解が生じた問題は単なる誤解に止まらず 1873 年～74 年にかけて岡山・香川など全国 13 県で血税一揆が起こるまでに至った。

その後の兵制についてもあわせて述べておくと、1877 年の西南戦争後、その処理をめぐる近衛兵が反乱を起こした竹橋事件が発生した。また、同年、陸軍は参謀本部を設け、軍を直接指揮する軍令機関を独立させた。竹橋事件の軍独自の処置は、1882 年、軍人の絶対的服従を命じた**軍人勅諭**を出すことで、解決した。1883 年には徴兵令が改正され、代人料が廃止された。1888 年には、鎮台の呼称を師団と改め、軍を対外戦争中心の天皇に直属するものとした。1889 年には徴兵令が三度改正され、免除規定が大幅に廃止された。1893 年には海軍に軍令部が設置され、海軍も指揮・命令機関が独立した。

兵制改革とあわせて政府は、1873 年、邏卒制度を設け、同年、内務省を中心に警察制度を全国に拡大し、翌 74 年には東京に警察庁を設置させた。

5. 四民平等

政府は、封建的身分秩序の撤廃に努めた。1869 年の版籍奉還から 1872 年にかけて公家・大名を華族、武士を士族、一般の民衆と賤民を平民とした。華族・士族・平民の人口構成をみると、1873 年の総人口 3300 万人中 93%=3110 万人が平民で、華族が 2800 人、士族が 190 万人となる。なお、賤民については、1871 年、いわゆる「解放令」が出されたが、形式的なものに過ぎず、翌年作成された壬申戸籍には、旧身分を示す俗称が記載され、差別は温存された。

6. 士族解体

戊辰戦争で莫大な支出を余儀なくされた諸藩は、俸禄（武士が藩主から禄米を与えられること）を削減・整理した。版籍奉還によって知藩事は、家禄（給与のこと）を領地の 10 分の 1 にされたため、藩士の家禄はさらに削減された。その一方で、政府は明治維新の功績者に賞典禄を 1869 年から支給しはじめた。家禄と賞典禄を合わせて秩禄というが、その支出は政府の財政を圧迫していくこととなり、それへの対応が求められることとなった。

そこでまず、①1873年の整理＝家禄奉還法の公布と実施。これは、希望者に家禄の6年分の現金と秩禄公債を手渡すものであった。1875年に中止されるまでに出願者13万6000人、奉還禄高約610万円、支給総額約3950万円となり、士族の人員・家禄の約20%が削減された。しかし、今見たように、残りの80%の士族はこの措置に応じなかったため、思ったほどの効果はなかった。そこで、②1876年の最終処分が実行されることとなる。政府はまず1875年、これまでの家禄・賞典禄の支給を米＝現物から金禄に変更した。その理由は、米価の変動で予算に狂いが生じるためである。こうした措置をとって、次に1876年、**金禄発行条例**を布告し、家禄・賞典禄を廃止し、元の高に応じて公債を支給することにした。こうして士族は、5年～14年分の俸禄にかわる金禄公債証書を支給され、あわせて5～7%の利子を受け取ることとなった。ただ、金禄公債は、支給後6年目から元金が償還され、30年間で全額返還されることとなっていた。そのため、士族のうちの大半を占める下級士族は、1人平均548円の金禄公債を支給され、その利子は5%であり、27円40銭（約28円）の利子しか得られなかった。当時の米価が米1石5円であったから、彼らの生活は相当苦しいといえるし、士族の没落は必至であったというべきである。

7. 地租改正

廃藩置県後、政府は旧幕府・藩の年貢徴収権を受け継いで、農民が納入する年貢の売却によって財政を賄っていた。しかし、戊辰戦争をはじめとする相次ぐ内乱鎮圧のための軍事費支出の増大で、極端な赤字に見舞われていた。

財政の安定のためには新たな租税制度を作るしか方法がない。そこで実行されたのが**地租改正**であった。その実施のために、政府は1871年、田畑勝手作禁令（作付け制限令）を廃止し、翌年、田畑永代売買禁令を解禁した。そして1872年、土地所有の国家的承認を必要から地券（壬申地券）を発行した。地券には、土地の所在地、面積、地価が記されている。以上の作業が終わり、1873年、**地租改正条例**が發布された。条例の内容は、①政府の定めた地価に従い、その100分の3を地租として徴収し、耕地・宅地を問わず金納とする。②地租の額は豊凶に関わらず、一定とし、納税義務者は地券を所有する土地所有者とする。というものだった。ところで、地価は、政府→県令・府知事が決定する法定価格であり、実際の売買価格ではない。その算出方法は、「旧来の歳入を減ぜざるを目的とし」ている。そして地租改正によって従来の地主・小作関係は変化することなく、そのまま温存された。誰が所有しているかがわからない土地＝入会地などは官有地とされた。当然のことながら、こうしたやり方は一般農民の反発をよび、農民たちは地租改正反対の行動を起こしはじめた。1876年の真壁騒動（茨城県）や伊勢暴動（三重・愛知・岐阜・堺）などの大規模な地租改正反対一揆が起り、政府は翌年地租を3%から2.5%に減額する措置をとった。

8. 殖産興業政策

政府はまず、全国的な流通を促すために、従来の経済体制（封建経済）を否定した。1868年5月、「商法大意」を出し、株仲間・座の特権を否定した。翌年には関所・伝馬制度・津留を廃止し、1872年には助郷役を廃止した。こうした作業と並行しながら殖産興業政策を実施するため、1868年閏4月、会計官に商法司（69年3月廃止）を設置したが、効果はあがらず、1870年に工部省を設け、重工業の育成と工部美術学校・工部大学校による工業教育をすすめた。1873年には内務省が設置され、軽工業の官営模範工場の育成にあたった。また、生産の奨励のために、1877年から国内の物産を集めた内国勸業博覧会が開催された。この政策の内、特に重視されたのが軍事産業の育成で、陸軍系の東京・大阪砲兵工廠や海軍系の横須賀・長崎造船所をはじめ、三池・高島炭坑も重視された。次に重視されたのが、当時の輸出産業の花形であった製糸業で、群馬県の**富岡製糸場**が1872年に設立された。

9. 貨幣・金融政策

政府は、維新後直ちに太政官札・民部省札を発行した。しかし、これらは不換紙幣であり、大量に発行されたために経済が混乱した。そこで、1871年、伊藤博文の建議で**新貨条例**が公布された。この条例によって円・銭・厘の10進法が採用され、金・銀・銅の貨幣が発行され、金本位制とされた。しかし、幕末に金が大量に流出したことと、アジア市場、なかでも中国が銀本位制を採用していた関係もあり、実際は、金銀複本位制であった。

翌72年、**国立銀行条例**が公布され、公金の出納事務と正貨兌換紙幣である銀行券発行がなされた。国立銀行とは、良く知られているように、アメリカのナショナルバンク制を採用したもので、民営の銀行であった。三井・小野組が共同出資し、初代頭取に渋沢栄一が就任した第一国立銀行がそのはじまりであった。しかし、条例の内容が厳しいため、1873年に開業した国立銀行はわずか4行しかなかった。1876年、条例が改正され、正貨兌換義務が廃止された。この結果、銀行設立が盛んとなり、153行となったが、これだけの銀行から一斉に不換紙幣が発行され流通したために、政府はインフレに苦しむことになった。

10. 通信制度

越後高田藩出身の**前島密**により、1871年、東京・大阪・京都に**郵便制度**が開始された。翌年には全国に施行され、1873年には飛脚制度が廃止されて郵便事業は民部省の管轄となった。また、1877年には万国郵便連合に加盟した。

電信は、1869年、東京～横浜間、74年には青森・東京・長崎間が開通した。1871年には長崎～上海間に海底電線が敷設された。さらに、79年、万国電信連合に加盟した。

電話は、1877年に輸入され、当初は、各官庁に設置されたが、1890年には東京～横浜間

と両市内に電話交換が開始された。

11. 交通

交通は、^{おかじょうき}陸蒸気とよばれ、イギリスの技術で、1872年、東京（新橋）～横浜間 29kmに開通した。速度は約 30kmで、53分間で走った。その後、1889年には東京～神戸間が開通した。民間では、1881年、日本鉄道会社が設立された、海運業は、当初政府が回漕会社を設立したが、失敗し、1870年岩崎弥太郎が九十九商會を創設し、1875年、郵便汽船三菱会社に発展した。

12. 岩倉遣欧使節団

政府は1868年、諸外国から明治政府を承認してもらった。翌年には外務省を設置し、外交を開始した。その上で、1871年～73年にかけて岩倉具視を大使とし、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文らを副使とする使節団を横浜から出発させた。この使節団派遣の目的は、もちろん幕末に締結された不平等条約の改正であった。つまり、1858年に結ばれた日米修好通商条約第13条で、改正交渉の解禁期日（1872年7月4日）の前年に通達することが明記されていたからである。一行は、48名の使節団を編成し、留学生約60名と共にアメリカに向かった。使節団は、条約改正の準備会談に入ったが、ほとんど相手をされなかった。その理由は、日本が未だ近代的諸制度の整備ができていなかったことによる。条約改正交渉は失敗に終わったが、使節団は、その後欧米諸国の実態を調査するために、イギリス・フランス・ベルギー・ドイツ（プロシア）・ロシア・デンマーク・イタリア・スイスを歴訪し、1873年に帰国した。総額100万円をかけたこの旅行は、欧米諸国の進んだ実態を理解させた。なお、使節団の中に5名の女子留學生がいたことは良く知られている。その内の最年少者で当時8歳だった津田梅子は、その後1900年に女子英学塾（現在の津田塾女子大）を設立した。

（少しだけオマケ。岩倉使節団の記録は、『米欧回覧実記』（全5冊、岩波文庫）で読めます。記録を取ったのが、歴史学者の久米邦武で、かなり詳細な記録が記されており、挿絵もなかなかのものです。確か銅版画だったと思います。ちなみに、私も使節団メンバーたちが、欧米の障害児教育や福祉施設をどのように観察したのか、についてささやかな論文にまとめて発表したことがあります。彼らはただ単に驚くだけでなく、日本でも実行に移そうと努力しました。このあたりが、明治人の気骨のようなものを感じさせます。但し、これも短いノートとして発表しましたが、帰国に際し、使節団は、アジア諸国に立ち寄りながら帰国するのですが、欧米に対する憧れに対し、アジア蔑視の視点がすでに芽生えていることが良くわかります。ベトナム（当時のサイゴン＝西貢）にも立ち寄っていますが、「遅れたアジア」の視点は隠せません。一度、大学で国際関係史や外交史などを勉強しよ

うと考えている人は、大学に入ってからでいいですから、根気良くお読みください。)

13. 国境の画定

国境の画定も本格化した。ロシアとの交渉をすべきだとの意見は、黒田清隆から出されていたが、政府は1875年、榎本武揚を派遣し、**樺太・千島交換条約**を締結した。これにより、樺太はロシアに編入され、千島全島は日本領に編入されることとなった。さらに、アメリカとの交渉によって1876年、小笠原諸島を日本領として承認させることに成功した。小笠原諸島は、内務省が管轄することとなり、その後東京府が管轄することになった。

14. 琉球問題

政府は、従来薩摩藩と清国に両属していた琉球を日本領とし、1872年**琉球藩**を設置した。清国は琉球藩設置を認めなかったが、日本は台湾出兵中に内務省の管轄のもとに置いた。ついで、1879年、琉球藩を**沖縄県**にし、藩主尚泰を東京に移住させた。この件についても清国から抗議があり、前アメリカ大統領グラントが調停をしたが、解決しなかった。

15. 日清関係

1871年、日本は清国と日清修好条規を結び、対等外交関係に入ったが、琉球問題がこじれ関係は悪化した。特に1871年、台湾に漂着した琉球島民が台湾の原住民に殺害された事件が起こり、日本は清国にその責任追及を行ったが、清国側が拒否したため、1874年、西郷従道の指揮する軍が台湾に派遣された。**台湾出兵**である。この事件は、最終的にはイギリス公使ウエードの仲介と大久保利通の交渉で解決し、見舞金50万両を日本が獲得した。

◆国際関係で良く使用されるが、その違いがはっきりしない用語について

- ①条約＝国家間の合意で法的拘束力を持つもの。
- ②条規＝条文の規則・規定
- ③協定＝条約の一種で、条約と本質的には異なる。
- ④協約＝個人と団体、または団体同士の間に結ばれた契約

16. 日朝関係

朝鮮は、外交政策として海禁政策を取り、日本が明治維新後、同国に要求した外交再開を拒否した。そのため、政府（留守政府＝主だった人たちは、岩倉遣欧使節団のメンバーとして外国におり、西郷・大隈・三条らが留守政府にいた）内部では、武力で朝鮮を開国

すべきだという**征韓論**が台頭した。この論の代表者であった西郷隆盛は、没落士族の現状を打破し、あわせて朝鮮開国を実現させようとした。1873年9月、岩倉使節団が帰国すると、使節団のメンバーたちは西郷らの計画を中止させた。彼らは内地優先を第一にすべきだと考えたのであり、征韓論自体に反対したわけではない。しかし、一旦政府が決定した計画を否定されたことで、征韓論派参議、西郷・板垣・江藤・後藤らは参議を辞職した。その後、1875年、**江華島事件**が起きた。日本の軍艦雲揚が、北緯38度線に近い江華島沖で測量中に朝鮮から攻撃を受けたのである。政府はこの事件を利用して朝鮮に圧力をかけ、翌年に**日朝修好条規**（江華条約）12カ条を締結させることに成功した。この条約は、黒田清隆が全権となり、副全権には井上馨がなって交渉した。条約の内容は、①釜山・仁川・元山の3港の開港。②関税の免除。③日本人居留地の設定。④領事裁判権の承認であった。